

# 令和3年度 吉備中央町社会福祉協議会 事業計画

## 【基本方針】

団塊ジュニア世代が65歳を超え、現役世代の減少が顕著になる2040年に向けて、国は社会保障・働き方改革をすすめています。また、新型コロナウイルス感染症により、人々の生活様式や働き方にも急激に大きな変化が生じ、地域福祉活動や介護サービス提供体制、ボランティア活動等にも大きな影響を与えています。

このような状況の中、今後、地域共生社会の実現を図るため、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な福祉サービス提供体制を整備する必要があります。また、地域生活課題の対応に向けて、地域住民や民生委員・児童委員、社会福祉法人・福祉施設、NPO、さらには福祉以外の分野も含む幅広い関係者が、めざす地域の姿を共有し、それぞれの力を発揮することで地域福祉が推進されるよう、「連携・協働の場」を創出し活性化に取り組むことが重要であります。

このため、社会福祉協議会は、地域に開かれた組織として、誰もが支え合いながら安心して暮らすことができる「ともに生きる豊かな地域社会」づくりを推進するため、経営の透明性と中立性、公正さの確保を図るとともに、情報公開や説明責任を果たし、地域社会の信頼を得られるよう積極的な情報発信を図ります。また、事業の展開にあたって、「連携・協働の場」（プラットフォーム）としての役割を十分に認識し、地域住民や関係機関・団体等あらゆる関係者の参加と協働を徹底します。そして、事業の効果測定やコスト把握等の事業評価を適切に行い、効果的で効率的な事業を推進します。

## 【重点目標】

1. 地域福祉活動の推進と支援
2. 相談・生活支援体制の整備
3. 小地域福祉ネットワークづくりの推進
4. 地域福祉関係諸団体との連携強化
5. 福祉サービスの適切な運営と質の向上
6. 社協職員の意識改革と資質の向上
7. 組織、運営体制の強化

## I 法人運営部門

地域福祉を目的とした公共性の高い団体として、事業を効果的かつ適正に行うため、地域に開かれた組織体制を確立し、経営基盤の強化と事業やサービスの質の向上を図り、住民に信頼される組織運営を図ります。

### 1. 法人運営事業

- (1) 理事会・評議員会・監査会の開催
- (2) 財務運営管理
- (3) 労働法制に基づいた労務管理
- (4) 職員研修制度の充実
- (5) 感染症及び災害時BCP（業務継続計画）の策定
- (6) リスク管理やコンプライアンスに関する管理体制の整備
- (7) 事業広報活動等の充実

## II 地域福祉部門

地域住民や地域のあらゆる団体・組織と協働して地域生活課題を把握し、その解決や地域づくりに向けた取り組みを計画的・総合的に推進するとともに、福祉教育・ボランティア活動を通じた地域住民の主体形成、地域の組織・関係者の協働を図っていきます。

### 1. 地域福祉事業

#### (1) 地区社協の活動支援・育成強化

地域住民による「見守り・支え合い」の地域福祉活動を支援するとともに、地域福祉の推進に向けて育成強化を図ります。

#### (2) 福祉委員制度の検討

身近な地域の中にある問題や課題を早期発見するための「地域のアンテナ役」である福祉委員のあり方を再検討し、地域と社会福祉協議会の繋がりづくりを再構築します。

#### (3) ふれあい・いきいきサロン活動の推進

地域住民が気軽に集える場所づくりを通して、地域の「仲間づくり」「出会いの場づくり」「健康づくり」などのサロン活動の推進を図ります。

#### (4) 福祉学習活動支援、出前福祉体験講座

あらゆる当事者の視点を取り入れた福祉教育を小・中・高校をはじめ、地域住民や関係機関・団体とともに考え、活動していくことで誰もが住みやすいまちづくりをすすめます。

#### (5) 夏・冬休み子ども学習支援

夏休みや冬休みに入った児童の孤食の防止、健康な食生活、食習慣をめざす食育とともに学力に合わせた学習を支援する。併せて高齢者等との交流も図ります。

## **(6) 生活支援コーディネーター事業**

住み慣れた地域で生きがいを持って在宅生活が送れるように、地域の実情に合わせた生活支援を行うため、「はつらつ元気体操」等を推進します。

## **2. 在宅福祉サービス事業**

- (1) 高齢者ふれあい交流事業(受託事業)
- (2) 高齢者生活福祉センター居住部門運営事業(受託事業)
- (3) 産前産後ケア移動支援事業(受託事業)
- (4) 長期在宅介護者報奨金支給事業
- (5) 生活福祉資金貸付事業(受託事業)
- (6) 高額医療費及び福祉用具購入費等貸付事業
- (7) 福祉車両貸出事業
- (8) 日常生活用具貸与事業
- (9) あんしん電話サービス事業
- (10) サポーター派遣サービス事業

## **3. 福祉相談活動事業**

- (1) 福祉相談事業(行政・人権相談と共同開設)
- (2) 総合相談事業(アウトリーチの徹底)

## **4. ボランティアセンター活動事業 (共同募金事業)**

- (1) 夏のボランティア体験事業(中学校以上)
- (2) ボランティア活動支援事業(福祉教育：保育園、幼稚園、こども園、小・中・高校)
- (3) ボランティア団体助成事業(各ボランティア団体)
- (4) 災害ボランティア養成講座(災害ボランティアの養成・登録)
- (5) 災害ボランティアセンター設置訓練(災害ボランティアセンター運営訓練)
- (6) ボランティア保険加入支援
- (7) 福祉ボランティアグループ活動支援
- (8) ボランティア活動に関する相談・調整

## **5. 福祉センター管理運営事業**

- (1) 老人福祉センター管理運営事業(ふれあい荘)
- (2) 総合福祉センター指定管理事業(高齢者生活福祉センター、介護保険関連施設)
- (3) 賀陽福祉センター指定管理事業(デイサービスセンターしらさぎ、生きがい支援センター、ミニゴルフ場、ゲートボール場、共同作業場)

## 6. 各種団体活動支援・助成金交付事業

- (1) シルバー人材事業団(受付等事務支援)
- (2) ふれあい・いきいきサロン ・はつらつ元気体操
- (3) 身体障害者福祉協会
- (4) 遺族会
- (5) 結びの会
- (6) ケイマンゴルフ同好会
- (7) 慰霊祭開催

## 7. その他

- (1) 100歳祝賀訪問
- (2) 災害見舞(火災、水害、土砂災害等)

## 8. 共同募金・歳末たすけあい募金事業

### (1) 共同募金事業

運営委員を組織化し、地域住民の意見をより反映させた事業運営を図ることで、住民を主体としたささえあいのまちづくりをめざします。

### (2) 歳末たすけあい募金事業

生活困窮者見舞金贈呈事業や町内施設入所者への配分など、誰もが新たな年を安心して迎えられるよう、地域の助け合いによる繋がりを推進します。

## Ⅲ 相談支援・権利擁護部門

地域住民のあらゆる地域生活課題を受け止め、「断らない」相談支援を念頭に、多様で継続的な「出口支援」を行い、相談者自身による問題解決を支援していきます。

また、認知症高齢者、知的障害者など意思決定が困難な人の判断能力を補うため、社会福祉協議会が成年後見人等となり、住み慣れた地域で最期まで安心して暮らせるよう、その権利を擁護します。

### (1) 法人後見事業

支援を必要とする方を対象に、成年後見制度等の権利擁護制度を活用し、財産管理や身上保護を中心とする権利擁護サービスを提供します。

### (2) 日常生活自立支援事業

判断能力が不十分な方を対象に、福祉サービスの利用援助、日常的な金銭の出し入れ、生活に必要な利用料などの支払い手続きを行うとともに、預金通帳等の貴重品の預かりを行います。

## **IV 介護保険部門**

介護サービス事業については、人材の確保が難しくなる中、優秀な人材の確保に努め、質の高いサービスを提供することができるよう、研修体制の充実を図り専門性の高い職員の育成に努めます。

また、多様化、深刻化する福祉課題・生活課題への対応を強化するため、介護サービス事業の人材や情報等の資源を社協全体として生かすことが重要であり、地域福祉と介護サービス事業の総合的展開を図る必要があります。そのため、ホームヘルパーや介護支援専門員等によるアウトリーチ機能を活用し、把握したニーズや地域資源に関する情報を共有することで、介護サービス事業の人材や情報を地域福祉に生かし、住民主体の地域包括ケアシステムを支える社協らしい介護サービス事業の推進を図ります。

### **1. 介護サービス事業**

(1) 居宅介護支援事業（居宅介護支援事業所）

(2) 通所介護事業（しらすぎ通所介護事業所、やすらぎ通所介護事業所）

(3) 訪問介護事業（訪問介護事業所）